

令和2年度日本行政書士会連合会著作権相談員養成研修効果測定問題
(問題編)

1. 知的財産権のうち、産業財産権は、権利を取得するために申請、登録などの手続が必要だが、著作権についても産業財産権と同様の権利を取得するための手続を行う。
2. 独創的なアイデアであっても、そのアイデア自体は著作権法による保護の対象にならないが、アイデアに基づいてそれを具体的に表現したものは著作権法による保護の対象となる。
3. 憲法その他の法令、国、地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達等、裁判所の判決、決定、命令及び審判等、国、地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成する法令集、判例集等も、権利の目的となる著作物である。
4. 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。一方、実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずることをいう。
5. 著作物が共同著作物である場合は、その権利を行使する場合は全員一致による意思決定が原則として必要となる。
6. 二次的著作物の作者には、新たな創作部分について著作権と著作者人格権が発生する。ただし、二次的著作物の創作を行うためには原作の著作者の許諾が、また、創作された二次的著作物の利用を行うためには、原作の著作者の許諾のほか、二次的著作物の著作者の許諾を得る必要がある。
7. 法人著作（職務著作）が成立する場合、著作権は原始的に法人に帰属するが、当該著作物の著作者人格権は、自然人である創作者に帰属する。
8. 著作隣接権の主体は、「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」「有線放送事業者」であるが、人格権についても「実演家」「レコード製作者」「放送事業

者」「有線放送事業者」に付与されている。

9. 楽曲の作曲者は著作者として同一性保持権を有するが、演奏が下手な場合、作曲家の意に反することになるので、演奏者は作曲家の同一性保持権を侵害することになる。
10. 公衆に提示することを目的とせず譲渡される映画の著作物の複製物（市販のビデオ・ソフトやゲーム・ソフト）については、いったん適法に譲渡されると、頒布権のうち「譲渡」についてはその権利が消滅するが、「貸与」については消滅しない。
11. 大量の論文データを収集して、提出された論文と照合して盗用がないかチェックし、盗用箇所原典の一部を表示するといった情報解析サービスの提供が論文の権利者から許諾を得ることなく行うことができる。
12. 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合における引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものであれば、当該著作物の出所を明示する必要はない。
13. 著作権法改正により、教師が他人の著作物を用いて作成した予習、復習用の教材を児童生徒等にメール送信することやオンデマンド授業、スタジオ型リアルタイム配信授業のために教材をインターネット送信すること等について、無条件に権利者の許諾を得ることなく行えるようになった。
14. 裁判手続や行政手続のために必要とされる資料については、許諾を得ずに複製して利用することができる。
15. 国が一般に周知させることを目的にその著作の名義で公表する調査統計資料に「禁無断転載」との表示がある場合であっても、引用が公正な慣行に合致し、かつ、その目的上正当な範囲内で行われるものであれば、引用して利用することができる。
16. すべての収益を寄付する非営利目的の演奏会であっても、聴衆から料金を受ける場合であれば、著作権者の許諾が必要である。
17. 個人で楽しむためにインターネット上の画像ファイルをダウンロードしたり、テキストをコピー&ペーストしたりする行為は2020年現在、刑事罰の対象になっている。

18. 広告（ポスター、ウェブサイト、CMなど）の制作を外注した。制作費を支払っている以上、納品物の所有権とともに著作権も「発注者」であるクライアントが取得する。
19. 著作権の保護期間が満了したイラストの著作物であれば、キャラクターグッズなどとして許諾なしに無条件に内容を改変して商用利用することは、著作権法上、常に認められる。
20. 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物の保護期間は、最終部分が公表された時から70年であるが、継続すべき部分が直近の公表の時から3年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分が公表された時から70年となる。この場合の保護期間は、著作物が公表された日の属する年の翌年から起算する。
21. 著作隣接権のうち「放送」の保護期間は、その放送を行った時から始まり、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過した時までである。
22. 著作権等に関する紛争が生じた際、第三者が関与して解決する制度としては、訴訟、民事調停法に基づく調停制度があるが、著作権法においては、著作権紛争解決あつせん制度が設けられている。これは、著作権法に規定する権利に関し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あつせんの申請をすることができるという制度である。
23. 著作権者が不明、著作権者の相続人が不明等の場合で、相当な努力を払っても権利者と連絡することができないことを疎明することができるときには、当該著作物を利用しようとする者（国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人を除く。）は、権利者の許諾を得る代わりに、文部科学大臣に裁定申請し、通常の使用料額に相当する補償金を事前供託し、裁定に係る利用方法により、その著作物を利用することができる。
24. 著作権者不明等の場合の裁定申請に当たっての、権利者と連絡を取るための「相当の努力」の内容として、(1) 広く権利者情報を掲載する資料の閲覧、(2) 広く権利者情報を有している者への照会、(3) 公衆に対する情報の提供の呼びかけ、がある。
25. 著作権者不明等の場合の裁定申請の対象となるのは、権利者若しくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている

事実が明らかである著作物、実演、レコード、放送、有線放送である。

26. 文化庁に登録されている著作物は、公的に認められた価値あるものである。
27. 著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、創作年月日の登録を受けることができる。
28. 第一発行（公表）年月日は、未公表のプログラムの著作物も登録を受けることができる。
29. プログラムの著作物を除いては、著作物を創作しただけでは登録することはできない。登録を受けるためには、著作物を公表や譲渡等したという事実が必要である。
30. 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有していない場合は、その著作物についてその実名の登録を受けることができない。